

三次市酪農ヘルパー利用助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、酪農経営の年中無休状況を解消し、安定的でゆとりある酪農経営の確立を図るとともに、畜産振興に資するため、酪農家が日常業務で定期的又は臨時的に利用する酪農ヘルパーに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金交付の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、酪農ヘルパーの派遣事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 搾乳作業
- (2) 給餌及びほ乳作業
- (3) 牛舎内の牛ふん除去作業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、飼養管理に附帯する事項

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に居住する個人、又は市内に事業所が所在する乳用牛飼養頭数が200頭以内の法人であって、市内で酪農を営む者であること。
- (2) 個人経営者にあつては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納していること。
- (3) 法人にあつては、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。
- (4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき、家畜排せつ物の管理が遵守されていること。

(補助金交付額)

第4条 補助金の交付額は、酪農ヘルパーを派遣する者が定める利用料金の2分の1以内とし、その額に100円未満の端数を生じるときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 傷病等により，5日以上連続して利用した場合は，4日目以降の補助額をヘルパー利用組合等が定める利用料金の4分の1以内とする。

3 前項の利用日数は，原因を同一とする傷病等により，酪農ヘルパーの利用を開始した日から起算して30日までを限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は，三次市酪農ヘルパー利用助成事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付等)

第6条 市長は，前条の申請に対して，内容を審査のうえ，適当と認められた場合には，申請者に対して三次市酪農ヘルパー利用助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の交付決定通知を受けた者は，事業完了後に三次市酪農ヘルパー利用助成事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は，補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし，市長がやむを得ない理由があると認めたときは，この限りでない。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 事業の実施について，不正の行為が認められるとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は，平成27年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は，令和9年3月31日限りその効力を失う。

附 則(平成28年4月1日告示第102号)

この告示は，平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第73号)

この告示は，平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第 1 5 0 号）

この告示は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし，附則第 2 項の改正規定は，令和 3 年 3 月 3 0 日から施行する。（後略）

附 則（令和 6 年 3 月 2 7 日告示第 9 9 号）

この告示は，令和 6 年 3 月 3 0 日から施行する。